

茨城の教育

1年単位の変形労働時間制の条例化に反対

2019年12月に、公立学校の教育職員に適用される「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法）が改正されました。

各都道府県においては時間外労働の上限規制の策定と、変形労働時間制を可能とする条例制定に向けて動き出しています。

2019年12月の給特法の改正は、教職員の働き方改革を進め、夏休み等に休日をまとめ取りできるようにして教員の魅力向上を目指すとされています。

しかし、民間企業でも問題が多いとされる労働基準法の変形労働時間制を教職員にも適用することは学校現場にこれまでにない問題をもたらす恐れがあります。

労働基準法では労働時間はどう規定されているか

1年単位の変形労働時間制を理解する上では、労働基準法で労働時間がどのように規定され

ているかを理解する必要があります。以下は、労働時間に関する原則です。

①労働者の労働時間は1日8時間、週40時間とする。労働者を1日8時間、週40時間を超過して働かせてはいけません。

②1日8時間、週40時間を超過して働かせる場合は、労働者の代表と36協定（労使協定）を結び、労働基準監督署に届けなければならない。

③残業（時間外労働）をさせた場合は、通常の賃金の25%の割増賃金を支払わねばならない。月の残業（時間外労働）が60時間を超えた場合は、50%の割増賃金を支払わねばならない。

④2019年4月（中小企業は2020年4月）から労働基準法が改正されて、残業（時間外労働）に上限規制が設けられた。上限規制の原則は、月45時間・年360時間。特別な事業がある場合は、「1か月100時間未満、6ヶ月平均して80時間以下、年720時間以下」とい

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@mito.ne.jp
https://ihfsu.net/

う例外規定も追加された。ただし、例外規定は業務上必要な場合など通常の仕事については認められていません。

変形労働時間制って何

変形労働時間制で、1日最大10時間までの労働時間を設定できるようになり、勤務時間そのものが長くなる日ができます。この部分は、民間企業も教員も同じです。

変形労働時間制を導入しても、年間の総労働時間を縮減することはできません。

民間企業では経営者は労働者に1日の勤務時間が8時間を超えた時間について割増賃金を支払わないといけません。



しかし、別の日の勤務時間を短縮することで、合法的に割増賃金を支払う必要がなくなり、人件費抑制のために利用されている制度です。

労働基準法に上限規制

2019年4月改正施行された労働基準法の時間外労働の上限規制の原則を準用して、時間外在校時間の上限規制（月45時間以内・年360時間以内、例外有）が設定され、各都道府県の教員の時間外在校時間の上限規制が作られています。

茨城県でも、2020年4月1日に教員の時間外在校時間等を月45時間以内、年360時間以内を原則とする上限規制規則を施行しています。

このことは、月45時間以内までなら時間外勤務をさせてもよい制度になったということではありません。命令に基づかない自主的・自発的勤務であっても、上限時間を超えないように、教育委員会や管理職に安全配慮義務が課せられたということです。

1年単位の変形労働制が適用になった場合、1年間を通じた計画を作成し、管理しなければならないことも大きな問題です。

別の視点から考えると、時間外在校等時間が上限規制の45時間以内、年間360時間以内の教員は、ある時期に所定の勤務時間

を増やし、代わりに夏休みに休日のまとめ取りが認められる制度になります。

また、上限規制を超過して働かなければならない教員に対しては、上限規制を守れない教員だとレッテルをはられ、いくら一生懸命に仕事をして肩身が狭い思いをするようになりかねません。

給特法改正って何

給特法の改正の趣旨は、教職員の意識や学校の雰囲気を変えて、時間外の在校時間等を減らし、教職員の働き方を見直すことです。

しかし、所定の勤務時間では終わらないような業務量を見直すことが不可欠ではないでしょうか。今の業務量では無理に見かけ上の在校時間を減らすために、持ち帰り残業や勤務時間の過少申告などが横行することが危惧されます。

持ち帰り残業の増加や過小申告は、労働時間を見ため上少なくしてしまい、万が一長時間労働で体調を崩した場合や、過労死に至ってしまった場合、長時間労働が認められない状況を作り出してしまふものとなります。

茨高教組は、職場を分断する変形労働時間制の条例化に反対し、1月8日に県教委に要求書を提出しました。

学習者用端末は父母負担ではなく、県費で購入を!!

国のGIGAスクール構想の計画が、コロナ禍のもと前倒しされ、茨城県では、2021年4月の運用を目指して、無線LAN(Wi-fi)および教員用端末、電子黒板等の整備が進められ、ICTを利用した教育環境が大きく変わろうとしています。

父母負担で学習端末購入

生徒用の学習端末について、茨城県が進めている「1人1台学習者端末の導入」は、BYODと言いながら、約97%の生徒が所有しているスマートフォンを活用せずに、2021年4月入学生から、WindowsOS、iPadOS、ChromeOSでキーボード付きの指定端末(5万円程度)を保護者負担で整備しようとするものです。

保護者負担で高額な端末の導入した場合、授業での端末の使用状況、学習効果について注目が集まり、すべての教員が生徒用学習端末を活用した授業を迫られることとなります。

また、学校が指定した端末が準備できずに授業に参加できない、学校で一括調達した場合に代金未納が発生する等の問題が引き起こされ、学校が混乱し、

子どもたちの学校生活に悪影響を与えることが懸念されます。

県教委交渉で明らかになったことは

茨高教組では、県教委に対して「学習用端末の導入に関しては、その選定、使用方法も含めて、職場で十分に検討する期間を設け、性急な導入を改めること」の要求書を提出し、12月23日に県教委交渉を行いました。

県教委からは、「コロナ対策・インフルエンザ流行時等に学びの保障をするためにICT環境を急ピッチで整備している。環境が整備された段階ですぐに使えるようにしたい。」との回答がありました。

しかし、交渉の中では、①学校ごとの調達している教員端末が品薄のため、3月までに整備できない学校もあること、②新しいネット回線の工事が4~7月にかけて行われること、③県教委で「授業での活用事例集」作成し、1月に各学校に発送予定であること、④生徒が端末を準備できない場合どう対応するのか検討中であること、⑤授業でも試行錯誤しながら進めなければ

ならないこと等、4月導入に向けての課題が山積していることが明らかとなりました。

交渉後の、12月25日付けの「1人1台端末の実現に向けた学習者用端末の導入について」では、全校で生徒1人1台端末を活用した授業の完全実施は2021年9月とされています。

他県はどうなっているのか

近県の状況では、神奈川県はBYOD端末にスマートフォンを認め、群馬県や岐阜県のように全額公費負担にして、保護者負担の軽減を考慮している県もあります。

茨高教組は、①学習者端末の導入については、教職員が十分に研修する期間を設け、運用については、2022年度(令和4年度)からとすること、②学習者端末の購入については、保護者負担ではなく全額県費負担とすること、の2つを要求項目とした署名に取り組んでいます。

また、県教委との交渉を進め、生徒、保護者、教員にとってよりよいICT環境をつくる取り組みを進めていきます。



特別教室にエアコン設置

茨城県の12月定例県議会で、県立高校の特別教室のエアコン整備が決定しました。対象になるのは、87校320室の未整備の特別教室と95校95アリーナのすべての高校体育館です。

予算総額は32億6000万円で、全額国のコロナ対策予算を活用したものです。

県の予算の目的も、「感染要因である『3密』の解消と、夏季の熱中症対策として県立高校の特別教室と体育館にエアコンを整備する」としています。特別教室のエアコン設置は、組合が毎年夏の教育条件整備の要求書で取り上げてきたことで、多くの高校でコロナ禍の中で要求が高まっていたことです。

しかし、コロナ対策で3密を避けるというならば、特別支援学校の過大過密も問題にすべきです。100~200人を超える教職員が一つの学校で仕事をしている特別支援学校の実態を改善すべきです。

また、これまでの特別教室へのエアコン設置という要求に対しては、「お金がない」だけの回答でした。しかし、お金はないのではなく、使い方の問題で

あることが明らかになっていません。

12月議会では、霞ヶ浦導水事業の工期が7年延長になり、総事業費が495億円増加し、茨城県負担も187億円増になることが明らかになりました。事業費の負担内訳は国が960億円で、茨城県が1038億円です。

1038億円に比べれば、特別教室のエアコン設置費用の32億円がいかに少ないか、特別支援学校の新設を進めてコロナ対策を進めることがそれほど難しいことでないことが明らかです。

教育の集いをオンラインで実施

組合では、コロナ対策のために例年2月に対面形式で行っていた「教育の集い」を、今年はオンライン(マイクロソフトチームス)を活用して実施します。

日時 2021年3月14日(日)

13:30~15:30

教育の集いは、①働き方改革と部活動の長時間労働、②特別支援学校における授業実践の二つがテーマになります。

誰でも参加が可能ですが、オンラインのため事前登録が必要です。参加希望の方は組合(iba-kou@mito.ne.jp)に参加希望のメールを送信してください。